2　地方債の同意等に関する地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の３第１項に規定する通常要すべき標準的な期間は、協議等から同意等まで、おおむね１か月とし、当該年度末までに同意等が行われるものとする。

3　本基準における用語の使用については、地財法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）、地財令、健全化令及び地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）の例による。

4　本基準のほか、各年度の地方債の同意等に当たり必要な事項は別に定める。

第二　協議団体に係る同意基準

一　一般的同意基準

1　一般的事項

⑴　地方債の協議は、地方債計画の事業区分を基本とし、二に定める事業区分を協議の単位として行うものとする。

⑵　地方債の協議においては、原則として、一般的同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

2　地方債を財源とする事業

地方債の発行は、世代間の負担の公平や地方債を発行する地方公共団体の財政運営の健全性、財政秩序の維持、受益者負担の原則等を損なわないものである必要があり、それぞれの事業に係る同意に当たっては、次のような点についても、留意するものとする。

⑴　公営企業（主としてその経費（一般会計又は他の特別会計からの繰入れ（以下「他会計繰入金」という。）による収入をもって充てることとされている経費を除く。）を当該事業により生じる収入をもって充てることのできる事業をいう。以下同じ。）の財源に充てるための地方債（以下「公営企業債」という。）については、建設改良費、準建設改良費等の公営企業に要する経費の財源とする場合であって、償還期限を定めない公営企業債の場合を除き、当該経費が合理的な期間内に、当該事業により生じる収入及び合理的な範囲内における他会計繰入金等によって、確実に回収されることが見込まれると認められるものであること。

⑵　出資金又は貸付金の財源に充てるための地方債については、出資金にあっては、地方債の償還財源としての出資金が当該地方公共団体の財産として将来にわたり出資先に維持される等地方債を財源として出資を行うことに合理性があるものであること。貸付金にあっては、貸付金の回収が確実と認められるものであること等地方債を財源として貸付けを行うことに合理性があるものであること。

⑶　借換債については、当初の実質的な償還年限の範囲内のものであって地方公共団体の負担の増大をもたらすものでないもの、施設の耐用年数に比して財源とした地方債の償還期間が短いこと等により元利償還の平準化や償還年限の延長を図ることに合理的な理由がある場合等であって、借換後の償還年限が、施設の耐用年数の範囲内である等当該地方公共団体の財政運営上、適切と考えられるものであること。

⑷　災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費（以下「災害復旧事業費等」という。）の財源に充てるための地方債については、当該災害復旧事業等の対象とする公共施設、公用施設等の復旧に必要な範囲内のものであること。また、災害救助事業等の財源とする場合においては、地方交付税による財源措置等との均衡がとれた範囲内のものであること。

⑸　公共施設又は公用施設の建設事業費の財源に充てるための地方債については、当該事業に係る地方債の元利償還を主として税等によることが適当と認められる事業であって、かつ、事業費のうち地方債を財源とする割合が、世代間の負担の公平等の観点から適当と認められる範囲内のものであること。

⑹　補助金の財源に充てるための地方債については、地財法第５条第５号に定める法人が行う地方公共団体が自ら公共施設を建設する事業と同様の建設事業であって、助成の範囲が公共性等の観点から合理的な範囲のものであること。

⑺　公共施設等の除却に要する経費の財源に充てるための地方債については、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成26年４月22日付け総財務第74号総務大臣通知）」に基づき策定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画に基づいて行われることにより、財政負担の軽減、平準化等が図られると認められる除却事業を対象とするものであること。

3　償還年限等に関する事項

償還年限については、それぞれの事業に係る公的資金の償還年限との均衡や次に掲げる事項に留意するとともに、公的資金の償還年限が最長30年（建設改良費及び準建設改良費（以下「建設改良費等」という。）に係る公営企業債にあっては最長40年）であることに照らし、原則として、償還年限は30年以内（建設改良費等に係る公営企業債にあっては40年以内）とすることが適当であるものとする。

なお、複数の目的の地方債を一括して民間等資金（市場公募資金及び銀行等引受資金をいう。以下同じ。）により発行する場合にあっては、当該複数の目的を考慮した償還年限を設定することが必要であるものとする。

⑴　公営企業債の償還年限については、償還期限を定めない公営企業債の場合を除き、建設改良費等に係る公営企業債の償還年限は、公営企業債を財源として建設又は改良しようとする施設の耐用年数等の範囲内であり、当該地方債の償還が料金等の収入によって賄われる期間内のものであること。

なお、施設の耐用年数が著しく長期であること等により、資本費の平準化を図るべき合理性を有する場合には、一定の元金償還金について、公営企業債を財源とすることができるものであること。

⑵　出資金又は貸付金の財源に充てるための地方債の償還年限については、出資金にあっては、当該出資に係る対象団体又は対象事業に応じ、償還に要する元利償還金と当該出資により得られる収入や効果との均衡がとれる範囲内のものであること。貸付金にあっては、当該貸付けの償還年限との均衡がとれているものであること。

⑶　借換債の償還年限については、当該借換えの対象となる地方債を財源とする事業の状況、施設の耐用年数、当該団体の公債費負担等の財政状況を踏まえ、適当と認められるものであること。

⑷　災害復旧事業費等の財源に充てるための地方債の償還年限については、財政上の応急措置として負担を後年度に繰り延べる趣旨を踏まえ、当該団体の財政状況、災害復旧事業の事業量や事業期間等の均衡を考慮した上で、速やかな償還期間を設定しているものであること。

⑸　公共施設又は公用施設の建設事業費の財源に充てるための地方債の償還年限については、当該地方債を財源として建設しようとする公共施設又は公用施設の耐用年数の範囲内であり、世代間の負担の公平の観点から、適当と考えられるものであること。

4　資金に関する事項

⑴　公的資金

原則として、地方債計画上、当該公的資金を充当することを予定している事業に充当するものであること。

⑵　民間等資金

地方債の資金の調達がおおむね見込まれるものであって、かつ金利等の条件について当該地方公共団体に多大な財政負担をもたらすものでないこと。